

獣医師法

(診断書の交付等)

第18条 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方若しくは再生医療等製品の使用若しくは処方をし、自ら出産に立ち合わずに出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検案しないで検案書を交付してはならない。ただし、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

(診療簿及び検案簿)

第21条 獣医師は、診療をした場合には、診療に関する事項を診療簿に、検案をした場合には、検案に関する事項を検案簿に、遅滞なく記載しなければならない。

2 獣医師は、前項の診療簿及び検案簿を3年以上で農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

第6章 罰則

第29条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一 第2条の規定に違反して獣医師又はこれに紛らわしい名称を用いた者

二 第18条の規定に違反して診断書、出生証明書、死産証明書若しくは検案書を交付し、又は劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方若しくは再生医療等製品の使用若しくは処方をした者

三 第19条第2項の規定に違反して診断書、出生証明書、死産証明書又は検案書の交付を拒んだ者

四 第21条第1項の規定に違反して診療簿若しくは検案簿に記載せず、又は診療簿若しくは検案簿に虚偽の記載をした者

五 第21条第2項の規定に違反して診療簿又は検案簿を保存しなかつた者

獣医師法施行規則

(診療簿及び検案簿)

第11条 法第21条第1項の診療簿には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

- (1) 診療の年月日
- (2) 診療した動物の種類、性、年齢（不明のときは推定年齢）、名号、頭羽数及び特徴
- (3) 診療した動物の所有者又は管理者の氏名又は名称及び住所
- (4) 病名及び主要症状
- (5) りん告
- (6) 治療方法（処方及び処置）